

家族信託(民事信託)制度

家族信託とは、

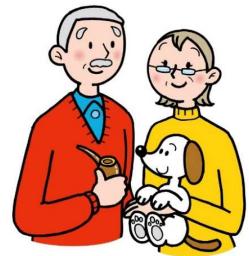
不動産や現預金などの財産を持つ人が、自分の老後や介護に備えて、
財産の管理やお金の出し入れを、信頼できる家族に託すというものです。

信託には、

信託銀行などに託する営利目的の（報酬を支払って行う）「商事信託」と
報酬の伴わないで行う「民事信託」がありました。

2007年に信託法が大きく改正され、民事信託の運用の仕方が明確になり、
家族・親族が受託者となって財産管理を行うことが簡単になりました。

財産を持つ者の家族・親族が財産管理を行うことを
「家族信託」と呼ばれることが一般的となりました。



家族信託では「委任契約」「成年後見制度」「遺言」という3つの機能を、
家族信託によって一本化するに近いことができるようになりました。

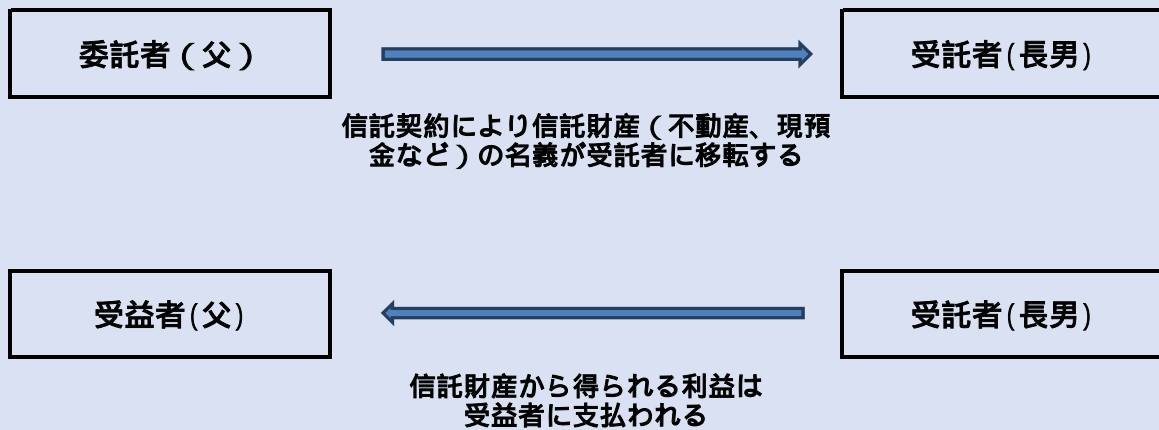
信託の要素と仕組み

委託者：財産所有者で、財産管理などを委託する人

信託財産：管理を委託する財産

受託者：委託者から財産管理などを受任する人

受益者：その財産から得られる利益を得る人



アパート経営を営む父が認知症などにより意思能力がなくなってしまった場合、父は自己の財産の管理(賃貸不動産の修繕や管理や資金の収支)が不能となり、また本人の意思能力がないために、その業務を他の者に委任することもできず、不動産賃貸業が停止することになります。

このような事態を未然に防ぐために、父が意思能力のある間に、長男を受託者として信託契約を結んでおけば、父に代わり長男がその財産の管理や事業(アパート)を遂行することができます。この場合において財産管理や事業遂行において発生する費用を差し引き、利益は受益者(父)に支払われます。

また不動産の処分(売却)を信託することもでき、意思能力のない父に代わりタイミングの良い時に売却し、換金することができます。(父が意思能力がなくなった後に、この信託制度を使うことはできません！)

また、受益者である父が亡くなった場合、信託契約により財産ごとに受益者を指定することができます、

指定された受益者が亡くなった場合に、さらに受益者を指定することができます。

二世帯、三世帯先の相続の指定をすることができます。



税務上は、

信託契約において委託者（父）と受益者（子）が異なる場合において、

贈与税が課税されますが、

委託者（父）と受益者（父）が同じであれば贈与税は課税されません。

委託者（父）の死亡により受益者が変わる場合において、相続税が発生します。

相続において家族信託は、遺言や成年後見制度に比し、次の優れた面があります。

1. 遺産を毎月定額で受け取れるようにすることができます。
2. 遺言は1つ先の代しか相続内容（各相続人に対しての財産の指定）を決めることができませんが、
家族信託は財産ごとに二代先、三代先までの相続の指定ができます。
3. 遺言は本人単独で財産の指定をすることになり、
遺言書の内容にミスがあった場合や
その内容において相続人間においてトラブルになることがあります。
また本人が遺言書を作成しているのかどうか、
相続人には不明な場合があります。
家族信託ではこのような問題を解消することができます。
4. 成年後見制度は、財産の全てが家庭裁判所の管理下におかれ、
諸費用の支払いや財産の移動について家庭裁判所の許可が要ります。

家族信託は財産ごとに信託することができ、
指定された信託目的と信託事務に基づき、
受託者の裁量により行うことができます。

5 . 不動産の共有化に伴うリスクの回避ができます。

共有不動産はその活用や処分に対して

共有者の合意が得られない場合が多々あります。

家族信託の活用により、所有権を共有するのではなく、信託受益権を共有し、

不動産の管理や処分の権限を受託者に集約させれば、

共有者の不満が解消されることになります。